

「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集対象

別紙参照

2. 意見募集期間及び意見提出方法

(1) 意見募集期間

令和3年10月8日（金）から同年11月7日（日）まで（必着）

(2) 意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、
電子メール、郵送

3. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

提出者数 31 名

(2) 寄せられた御意見の内容

別紙のとおり。

※取りまとめの便宜上、意見の内容のみの紹介とし、理由は省略させていただきます。また、同じ趣旨のものは適宜集約し、重複する御意見、本件に直接関係しない御意見、個人の特定につながるおそれのある御意見、誹謗中傷に当たる御意見等につきましては、記載しておりません。

4. 今後の予定

御提出いただいた御意見・情報につきましては、消費者庁において、分析、検討を加えた上で、立法化作業の際の参考資料として役立てたいと考えております。

報告書全体に関する御意見

NO	意見の内容
1	<p>本報告書において、（特定）適格消費者団体が運営の主体となる消費者団体訴訟制度の意義を位置づけ、社会的インフラであることを明示したことや、「制度のスタートアップを加速して自立的サイクルが機能する状態に速やかに導くべく、強力な挺入れのための支援が必要」と記載したことは高く評価できる。その一方で、具体的支援策に関する記載は部分的であり、総じて抽象的なものにとどまっているように思われる。上述の位置付けに見合うものとなるよう、今後、さらに拡充の検討や具体化をすすめることが必要である。</p> <p>喫緊の課題に対する改善策については全体として評価できるが、引き続き検討が必要な課題も相当見受けられる。</p> <p>また、見直しが提言された項目の具体的な法制化にあたっては、引き続き当事者である特定適格消費者団体や、適格消費者団体の意見を聴くよう強く要請する。</p>
2	<p>報告書において、特定適格消費者団体及び適格消費者団体が運営の主体となる消費者団体訴訟制度の意義を示して「社会的インフラの一つ」として位置付けたことや、「現時点においてもなお、制度に期待される役割が十分発揮されるための強力な挺入れが必要なスタートアップの段階にある」と記載したことは高く評価できるものであり、賛成する。しかし、その一方で、具体的支援策に関する記載は部分的であり、総じて抽象的なものに止まっていると思われ、上述の位置付けに見合うものとなるよう、今後さらに拡充の検討や具体化を進めることが必要である。</p> <p>また、見直しが提言された項目の具体的な法制化にあたっては、引き続き当事者である特定適格消費者団体や適格消費者団体の意見を聴いて進められることを強く要請する。</p>
3	<p>消費者裁判手続特例法（特例法）は2016年10月に施行されましたが、これまでの提訴件数がわずかに4件と制度が十分に活用されていない状況にあり、その見直し・改善は喫緊の課題と考えます。この点で、この度とりまとめられた「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」の報告書（本報告書）の内容は、この特例法の見直しに向けた提言として、以下のとおり不十分な点もあるものの、基本的には高く評価できるものであり、消費者庁においては来年の通常国会において本報告書の内容を実現する特例法改正法案を提出されるよう求めます。</p>
4	<p>消費者裁判手続特例法（特例法）は十分に活用されていない状況にあり、その見直し・改善は喫緊の課題です。「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」の報告書（以下「本報告書」といいます。）の内容は、この特例法の見直しに向けた提言として、これまで問題となっていた点に加えて、新たな問題提起もされて、方向性を示しており、基本的に高く評価しています。集合訴訟が、被害回復の場面で弱い状況に置かれた消費者にとって、被害回復においてきわめて重要な制度載っていることを踏まえて、来年の通常国会において本報告書の内容を実現する特例法改正法改正が必要です。</p>
5	<p>この度の「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」は、消費者団体訴訟制度の制度目的に従って、より円滑に活用できるよう、幅広い観点から多くの改善すべき点を提言いただいたものであり、賛同する点が多いものです。</p> <p>そこで、本報告書の提言を早急に具体化され、次期通常国会での消費者裁判手続特例法改正及び特例法の解釈明確化を進められることを要望します。</p>
6	<p>本報告書の内容は、消費者団体訴訟制度（被害回復）をその制度目的に従って、より円滑に活用できるよう、幅広い観点から多くの改善すべき点を提言するものであり、特定適格消費者団体を目指す弊団体としても、賛同する点が多い。</p> <p>そこで、本報告書の提言を早急に具体化され、次期通常国会での消費者裁判手続特例法改正及び特例法の解釈明確化を進められることを強く要請する。</p>
7	<p>報告書を読み、検討会において現行制度の問題の所在及び考えられる対応について丁寧にご議論いただいたことがよく分かりました。本報告書の取りまとめにご尽力された方々に感謝を申し上げます。</p> <p>報告書の中で、特定適格消費者団体が運営する消費者団体訴訟制度の位置付けが、消費者被害の未然・拡大防止や、集団的消費者被害回復と消費者利益擁護を図り、公正な市場実現に寄与する社会インフラの一つと明示されました。制度の意義が掲げられたことを評価いたします。</p> <p>一方、特定適格消費者団体は全国で3団体しか無く、制度を維持する為の環境整備は喫緊の課題です。</p> <p>報告書中の意見、提案に基本的に賛成します。この方向で、（特定）適格消費者団体の意見をよく聞き、さらに実効性の高い制度となるよう、法改正を進めていただくことを要望します。</p>
8	<p>消費者庁は、消費者の権利利益の保護を考えて、政策を立案してほしい。</p>
9	<p>本法が定める訴訟制度は、消費者被害の集団的な回復を実現するとともに、いわゆる悪質事業者の排除にも寄与し得るものである。2016年10月に施行されて以来、5事業者に対して共通義務確認訴訟が提起されたほか、本法を背景に訴訟外における事業者の自主的な対応が促されるなど、一定の機能を果たしてきた。</p> <p>今般、本法に期待される役割を十分に発揮させるべく、法改正が提案されており、いわゆる悪質事業者に対する責任追及の実効性を高め、より多くの消費者被害の回復を目指すことには賛成する。しかし、本法の対象には、いわゆる悪質事業者の事案だけでなく、真つ当な事業者による過失の事案も含まれることから、企業の実務に与える萎縮効果を十分に考慮したうえで、目的を実現するために必要かつ相当な手段を慎重に検討することが欠かせない。</p> <p>したがって、今後、報告書に基づいて具体的な法令改正、「消費者裁判手続特例法Q&A」改訂等を行う過程においては、経済界の意見を十分に聴き、適切に反映させることを強く求める。</p>

1 被害回復裁判手続の制度的な対応に関する御意見

(1) 請求・損害の範囲の見直し

NO	意見の内容
1	<p>現行の刑事的制裁だけでは、違法行為の抑止の実効性に乏しいため、作為・不作為問わず、故意により消費者の身体又は生命を侵害した場合は、事業者に対し、実損額に加えて、実損額を超えない範囲で付加的な賠償金を請求できるとの規律（いわゆる懲罰的損害賠償・2倍賠償制度）を、消費者訴訟における製造物責任追及の際の制度として設けるものとしてはどうか。</p>
2	<p>現行法で対象外とされている損害（拡大損害、逸失利益及び人身損害）も、慰謝料と同様にその額を画一的に算定できる場合には、本制度の対象とすべきである。特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求も対象とすべきである。（同一意見1件）</p>
3	<p>現行法で対象外とされている損害（拡大損害、逸失利益及び人身損害）も、慰謝料と同様にその額を画一的に算定できる場合には、本制度の対象とすべきである。また、特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求も、本制度の対象とすべきである。（同一意見2件）</p>

4	慰謝料以外に対象外とされている損害（拡大損害、逸失利益及び人身損害）のうち画一的にその額を算定できるもの、及び特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求について、本制度の対象とすることを見送ることに反対する。可及的かつ速やかに実現すべきである。
5	慰謝料についても本制度の対象とすべきです。また、慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）についても、他の個別の特別法との調整をはかり、本制度の対象とする方向でさらに検討すべきだと考えます。
6	慰謝料について、本制度の対象とすることに賛成します。慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）についても、本制度の対象とすることを検討してください。
7	慰謝料について、本制度の対象とすることに賛成します。また、慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）についても、本制度の対象とすることを検討してください。
8	「将来的な検討課題」とされているが、拡大損害、逸失利益及び人身損害、並びに特別法上の不法行為を一律に対象から除外することに合理性はない。早急に検討を開始すべきである。 なお、今後、請求の対象についての検討にあたっては、法改正のための審議を審議会で行う準備として、損害類型や典型的な特別法における不法行為について学識者等での専門的な検討を行うことが考えられる。 例えば、拡大損害、逸失利益及び人身損害については、これまでの裁判例において、画一的に損害額を算定した例を調査し、その算定の考え方や基準について精査しておくことが考えられる。 また、不法行為の根拠法が民法か特別法かによって、本制度が利用の可否が変わる論理的必然性は本来的にはない。一方、特例法の検討時に、特別法を所管する当局が「特別法における不法行為を規定する際に、特例法が成立することを想定していなかった」旨の説明をしていた。その経緯を踏まえると、特別法の法令ごとに不法行為損害賠償の規定が活用された裁判例を調べ分析し、特例法の請求の対象とすることが消費者の権利擁護の観点から、どのように必要であるのか明確にして検討すべきである。
9	拡大損害、逸失利益及び人身損害、並びに特別法上の不法行為に基づく損害賠償請求についても、本制度の対象とするよう早急に検討を開始することを要望します。
10	拡大損害、逸失利益及び人身損害、並びに特別法上の不法行為を一律に対象から除外することに合理性はありません。早急に検討を開始すべきです。
11	慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）について「将来的な検討課題」とするのではなく早急に検討を開始すべきです
12	個人情報漏洩については、慰謝料の対象とすべき。
13	免許証の流出は重大な個人情報の漏洩であり、悪用される危険性が極めて高いです。 会社側の説明や対応は十分とは到底言えません。 漏洩した方々への早急な慰謝料の支払いが必要です。 慰謝料を払わなくて良く、ホームページやメールでのお詫び文だけでよいのなら今後も似たような漏洩事件が起きることも容易に想像できるため慰謝料の支払いもしくはそれに値する罰則を会社は受けるべきです。
14	慰謝料を本制度に加えるに際し、個人情報漏洩事件を一律に対象外とすることについて反対する。
15	検討会報告書によると、個人情報漏えい事案を画一的に算出される慰謝料請求の対象とすることについて見解が分かれたとの記述がありましたが、個人情報漏洩事案だけを特別扱いすることには賛成いたしかねます。参考人として出席された個人情報保護委員会からの指摘部分に同感です。 この部分に関連して、事業者の主観の範囲を故意に限定することには反対です。報告書中の意見「個人情報漏えい事案における慰謝料の現実の認容額の水準からすると、消費者による個別提訴はおよそ現実的ではないところ、事実上、事業者は故意でない限り民事上の責任を問われることはないといった誤ったメッセージを与えることの懸念や故意の立証の困難の懸念から、重大な過失による個人情報漏えい事案に係る慰謝料も対象とすべきである」との意見に賛同します。
16	画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成します。 個人情報漏洩事案について、上記の画一的に算定される慰謝料請求から切り分けて検討することには反対します。仮に、切り分けて別途の取り扱いをすとしても、事業者の「故意」に限定せず、少なくとも故意とどうできる「重過失」も含めるべきです。
17	画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成する。 但し、個人情報漏洩事案について、画一的に算定される慰謝料から切り分けて検討することには反対であり、仮にこれについて別の取り扱いをすとしても事業者の「故意」の場合に限定せず、少なくとも「重過失」を含めるべきである。（同一意見1件）
18	慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）には本制度の対象とするとの提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。 ただし、個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。
19	画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成します。 個人情報漏洩事案について、上記の画一的に算定される慰謝料請求から切り分けて検討することについて、合理的理由があるのか疑問です。仮に個人情報漏洩事案について別途の取り扱いをすとしても、事業者の「故意」に限定せず、少なくとも故意と同視できる「重過失」も含めるべきと考えます。
20	個人情報漏洩事案について、上記の画一的に算定される慰謝料請求から切り分けて検討することについて、合理的理由があるのか疑問である。不法行為が成立し支配性を満たす以上、事業者の主観的態様で限定することに合理性はない。また、切り分ける合理的な理由は社会一般に説明できないであろう。 仮に個人情報漏洩事案について別途の取り扱いをすとしても、事業者の「故意」に限定せず、少なくとも故意と同視できる「重過失」も含めるべきである。個人情報には、医療情報や金融情報などセンシティブで高度な管理責任が求められるものがある。これらの個人情報については、「故意」でなく「重過失」であっても、漏洩があった場合の慰謝料請求が集団的に認められる必要性は高い。
21	① 慰謝料 画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成する。 個人情報漏洩事案につき、上記の画一的に算定される慰謝料請求とは別途に検討することや、本制度の対象となるものを事業者の主観的態様で限定することには疑問がある。仮に個人情報漏洩事案について別途の取扱いをすとしても、事業者の「故意」に限定せず、少なくとも故意と同視できる「重過失」も含めるべきである。 ② その他の現行法上対象外とされている請求・損害 拡大損害、逸失利益及び人身損害、並びに特別法上の不法行為を一律に対象から除外していることについては、「将来的な検討課題」とするのではなく、早急に検討を開始すべきである。

22	<p>本報告書のうち、とりわけ以下の点については、特例法の見直しに向けた提言として不十分といわざるを得ず、消費者庁においては法制化にあたって再検討をするか、今回の改正後において間を置かず継続的な検討を行うことを求めます。</p> <p>個人情報漏えい事案における慰謝料請求につき、故意による場合のみを対象とする点</p> <p>個人情報漏えい事案は、共通の原因によって多数の消費者が定型的に被害を受ける典型例であるところ、賠償額は比較的低額にとどまることから、まさしく特例法による被害回復の実現が強く求められる分野です。しかも、被害を受けた消費者からすれば、事業者の故意によって生じたのかどうかは、全く問題ではありません。</p> <p>このため、個人情報漏えい事案のうち故意による場合のみを本制度の対象とし、過失による漏えいを対象外とすることには合理的理由は全くなく、強く再検討を求めます。少なくとも「重過失」による漏えい事案については対象とすべきと考えます。</p>
23	<p>慰謝料について、本制度の対象とすることに賛成します。</p> <p>ただし、個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対します。少なくとも重過失による場合は対象とすべきと考えます。</p>
24	<p>慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）には本制度の対象とするとの提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。</p> <p>ただし、個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。</p>
25	<p>慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）を本制度の対象とするとの提案について賛成する。</p> <p>個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。</p>
26	<p>慰謝料を対象とすることに賛成である。</p>
27	<p>画一性のある慰謝料請求を特例法の対象事案に含めるものとする点はぜひ実現すべきです。</p>
28	<p>本報告書のうち、とりわけ以下の点については、見直し内容として高く評価できるものであり、最低でも本報告書が提言する内容での改正を実現するよう求めます。</p> <p>画一性のある慰謝料請求を特例法の対象事案に含めるものとする点</p> <p>慰謝料請求のうち画一的に損害額の算定をすることが可能なものについては、支配性の要件や係争利益の把握可能性という二つの要請を典型的に満たすものですので、特例法の制度趣旨からすれば当然対象事案に含めるべきです。</p>
29	<p>慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）には本制度の対象とするとの提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。</p> <p>個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することには反対する。過失の場合も対象とすべきである。</p>
30	<p>画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成する。共通義務確認訴訟の請求にあたって、画一的に算定できる趣旨、その趣旨をふまえての請求額について、訴状に記載されることが想定されるので、支配性の要件は満たすこととなり、被告の係争利益の把握もできる。</p>
31	<p>画一的に算定される慰謝料を、本制度の対象とすることに賛成します。</p>
32	<p>画一的に算定される慰謝料について本制度の対象とすることに賛成する。</p>
33	<p>仮に「個人情報の意図的な目的外利用のような事案」における慰謝料を本法の対象とする場合、具体的にどのような事案を念頭に置いているかをQ&A等において明確化すべきである。特に以下の事案については、本法の対象に含まれるのは適切でなく、対象にならないことを明確化すべきである。</p> <p>(1) 個人情報の利用目的について本人の同意を得ていると事業者が誤認していた場合（とりわけ同意の範囲について誤認があった場合）など、過失の事案</p> <p>(2) 企業の従業員が無断で個人情報を持ち出した場合など、事業者として「意図的」ではない事案</p>
34	<p>報告書P11の1～7行目、及び注釈14・15において、「画一的に算定される」の意味する内容について記載があるが、今後、改正法案を策定するにあたっては、「画一的に算定される」の要件を法文の中に適切に盛り込み、また、同解釈に疑義が生じないように消費者庁Q&Aや逐条解説等で考え方・判断基準等を明らかにしていただきたい。</p>
35	<p>仮に慰謝料を本法の対象にする場合、「ア 画一的に算定される慰謝料について」または「イ 上記以外の考え方を提示する意見」のいずれの考え方を採るとしても、対象は「画一的に算定される慰謝料」に限定されることは当然である。</p> <p>その上で、支配性及び係争利益の把握可能性の観点から「画一的に算定される」の要件を満たすものは相当程度限定されるはずであり、「画一的に算定される」の意義については、報告書の議論を踏まえつつ、一義的に判断できる具体的かつ明確な規定となるよう検討されたい。特に、支配性の要件とは独立した概念であることを明確に規定することが望ましい。</p> <p>また、「共通の算定基準」および「慰謝料額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通する場合」については、Q & A等において、とりわけ認められない場合を中心に具体例も挙げながら明確化すべきである。特に、検討会では、本来は個別性があるものについて最大公約数的に共通部分を一律に請求する慰謝料については、本法の対象とするのは適切ではないとの指摘があったため、その趣旨を明確化することが求められる。</p>
36	<p>仮に慰謝料を本法の対象にする場合であっても、過失の個人情報漏えい事案における慰謝料は対象から除外し、かつ、悪質性の高いものに限定すべきである。それが困難である場合には、「イ 上記以外の考え方を提示する意見」に記載の通り、現行法上対象となる財産的損害と併せて請求される慰謝料に限り本法の対象とすべきである。</p>

37	<p>①慰謝料を本法の対象とすることについて 報告書では、個々人の内心とは一線を画す非財産的侵害に対する賠償の方法として「慰謝料」が実務において用いられていることを以て、不法行為や債務不履行の態様が相当多数の消費者に共通し、かつ、慰謝料額算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者に共通する場合には、本法の対象とすることが考えられる、としております。 しかし、本件については、以下ア～ウの問題があり、特にイについては、消費者団体の訴訟提起の内容によっては、消費者が団体訴訟から外れて追加の個別訴訟を招く懸念も考えられることから、本制度に慰謝料を含むことに基本的には反対致します。</p> <p>ア. 慰謝料は裁判所が裁量により算定するものであり、事業者にとっては係争利益の把握が難しく、予測可能性が低いこと イ. 本制度は、適格消費者団体が実際に被害を受けた消費者に代わって提起するものであることから、事実関係が相当多数に共通しているのだとしても、個々の消費者が受けた損害を推し量ることは困難であること ウ. 被害を受けたと感じていない消費者についても、団体に授權して便益を享受できること。</p> <p>②個人情報漏えい事案を本制度の対象とすることについて また、報告書では「画一的に算定される慰謝料を本制度の対象とすることが考えられる」との検討のうえに、「個人情報漏えい事案」について言及されております。 しかし、個人情報漏えい事案の発生原因を掘り下げて考えてみると、個人情報漏えい事案は、個人情報を意図的に漏えいする行為によって発生したものと、巧妙なハッキングの被害や従業員のミスによる名簿等の紛失など、過失によって発生したものとがあり、ほとんどの個人情報漏えい事案は、後者のものが大半を占めているものと認識しております。 また、大半の個人情報漏えい事案において、漏えいされた個人情報が悪用されたことによる実質的な財産被害は生じておらず、あくまでも個人情報が流出してしまったことによるプライバシーの侵害であり、そのプライバシーの侵害によってもたらされる被害の感じ方は個々人で大きな差異があると考えます。 加えて、個人情報漏えい事案に関する訴訟の多くにおいては、認定される1者当たりの賠償金額は少額であるにもかかわらず、対象者数が膨大なために総額では高額の賠償金となります。そのため訴訟となれば、事業者の経営に与える影響は、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者において特に甚大となることから、事業者は訴訟リスクを考慮して個人データの利活用を控えることが考えられます。このことは、データの利活用による製品・サービスの開発意欲を減退させ、結果的に我が国経済の停滞を招き、かえって、消費者の利便性を退化させることにもつながる懸念があります。 以上のことから、仮に慰謝料を本制度の対象とする場合であっても、過失による個人情報漏洩事案については対象から除外し、かつ、悪質性の高いものに限定すべきと考えます。</p> <p>③仮に慰謝料を本制度の対象とする場合について 意見①～②で述べたように、そもそも中小企業・小規模事業者の立場からは、例え画一的に算定されるものであっても慰謝料を本制度の対象とすることに反対であり、事業活動の目的ではない、いわば事故などの過失における個人情報漏洩事案を本制度で取り扱うことにも反対です。 しかしながら、そのうえでなお慰謝料を本制度の対象とする場合には、本制度がそもそも「消費者の財産的被害の集団的な回復のための制度」であることを踏まえ、財産的な被害と併せて請求される慰謝料を本制度の対象とすべきであり、慰謝料のみを請求することは、上記①、②の意見の通り本制度に馴染まないうえ、対象の範囲が広がりすぎであり、事業者にとって対応することが困難な制度となりかねないことを危惧するため、反対します。</p>
38	<p>現行法上対象となる財産的損害と併せて請求される場合に限って慰謝料を本法の対象とするとしても、個々の共通義務確認訴訟において、財産的損害の請求が認められない場合には、慰謝料の請求も当然に認められないこととすべきである。</p>
39	<p>慰謝料を本法の対象にすることには基本的に反対する。仮に対象にするとしても、対象範囲については極めて慎重に検討されたい。</p>
40	<p>個人情報漏洩事案を本制度の対象とすることに強く反対する。</p>
41	<p>慰謝料を本制度の対象とすることに強く反対する。</p>
42	<p>本論点については、法制化に強く反対する。</p>
43	<p>今般、施行後の状況を踏まえた本制度の見直しを議論するにあたり、共通義務確認訴訟提起の実績の少なから、本制度創設時に危惧された濫訴的な事案は見られず、むしろ本制度が期待される機能を十分に果たしていないとして、対象範囲を広げるべきとの意見が報告書にも記載されているが、そのような意見には賛同しかねる。 悪質な勧誘による契約事案等、本制度創設時に活用が期待され、現行法において既に対象となっている事案について、本制度の活用のための施策を検討・実行する前に、対象範囲の拡大を行うべきではない。</p>

(2) 被告の範囲の見直し

NO	意見の内容
1	<p>共通義務確認訴訟においては、故意または重大なる過失による不法行為責任を負う事業者が被告に該当するだけでなく、悪質な事業者の代表者と実質的な支配者である個人をも被告に加えるべきだと考えます。</p>
2	<p>事業者以外の個人を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加できることは賛成であるが、事業者と故意又は重大な過失による共同不法行為責任を負う場合に限定する点は反対する。当該事案について故意又は過失による不法行為責任又は事業者と共同不法行為責任を負う個人も共通義務確認訴訟の被告となる者に追加すべきである。 加えて、職務遂行について故意又は重過失のある取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人等についても共通義務確認訴訟の被告となる者に追加すべきである。</p>
3	<p>悪質な事業者において、代表者及び実質的支配者の個人を被告に追加することに賛成します。 ただし、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることに反対します。 また、複数の事業者が関与する悪質商法等において、契約当事者ではない事業者が被告となりうるという解釈も明確化することを要望します。</p>
4	<p>悪質な事業者において、代表者及び実質的支配者の個人を被告に追加することに賛成します。</p>
5	<p>事業者以外の個人を被告に含める点については賛成であるが、被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対である。 複数の事業者が関与する悪質商法等において、契約当事者となった事業者以外の事業者を被告とすることができるとの解釈（法第3条第3項第2号）を明確化することも賛成である。（同一意見1件）</p>

6	悪質な事業者における代表者及び実質的支配者を被告にすることができるよう、本報告書の提案の趣旨に賛成する。なお、対象となる事業者の不法行為が故意重過失によるものとされ、さらに当該事業者と故意重過失による共同不法行為責任を負う個人との要件については、過重であるとの意見が、本検討会では出されていた。この点、事業者の不法行為を故意重過失によるものとし、さらに共同不法行為責任についても故意重過失との要件を設けることは過重にすぎると考えられる。このような過重な要件を置いたばかりに真に被害回復が必要なケースで被害者の損害が回復されない場合がありうる。 また、不法行為が成立し共通性、多数性、支配性を満たす以上、本来、取引の直接の相手方が否かによって被告適格が左右されることに合理性はない。特に複数の事業者が関与する悪質商法等において、契約当事者ではない事業者を被告とすることが可能である旨、特例法第3条第3項第2号の解釈を明確にすることについて、賛成する。
7	不法行為に基づく損害賠償請求について、事業者が不法行為責任を負う場合に、当該事業者と共同不法行為責任を負う個人を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加することに賛成するが、当該事業者の不法行為が故意又は重過失によるものとされ、さらに当該事業者と故意又は重過失による共同不法行為責任を負う個人に限るとの要件は厳格に過ぎるものであり、要件を緩和すべきである。 複数の事業者が関与する悪質商法等において、契約当事者以外の事業者についても、消費者契約の相手方である事業者の「債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者」（法第3条第3項第2号）として被告とすることが可能な場合があるとの解釈を明確化することに賛成する。
8	事業者以外の個人を被告に含めるという点には、賛成する。 ただし、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対である。
9	事業者以外の個人を被告に含めるという点は、賛成である。 ただ、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対である。（同一意見1件）
10	悪質な事業者において代表者及び実質的支配者を被告に追加することに賛成します。 ただし、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎることから反対します。
11	悪質商法事案において、当該事業者の代表者や実質的支配者を被告となる者に追加するとの考え方に賛成するが、事業者及び個人の双方について故意又は重過失を要件とすることについては反対する。
12	本報告書の提案の趣旨に賛成します。ただし、事業者の不法行為を故意重過失によるものとし、さらに共同不法行為責任についても故意重過失との要件を設けることは過重にすぎると考えますので、立法検討にあたり再考して下さい。
13	被告の範囲を見直し、悪質な事業者について、代表者及び実質的支配者の個人を被告の対象とすることに賛成します。
14	悪質な事業者における代表者及び実質的支配者を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加することに賛成します。
15	共同不法行為責任を負う個人を被告とすることに賛成である。
16	複数の事業者が関与する悪質商法等において、契約当事者ではない事業者を被告とすることが可能である旨、特例法第3条第3項第2号の解釈を明確にすることについて、賛成します。
17	法令改正およびQ & A改訂等の際には、健全な事業者の役員の合理的なリスクテイクに対して萎縮効果が生じないように十分慎重に検討すべきである。
18	本論点は、法制化に当たって事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。
19	積極的に不法行為に関与し財産の隠匿に関わった代表者や実質的支配者等、被告となり得る個人は限定的であることを明確にすべきである。

(3) 直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求

NO	意見の内容
1	契約当事者である事業者以外の事業者により、景品表示法に定める不当表示に係る不法行為に基づく損害を被った場合には、当該事業者も被告とすべきである。 また、景品表示法に定める不当表示に係る不法行為により損害を被った場合には、当該不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の対象とすべきである。 上記の解釈につき明確化すべきである。
2	契約当事者でない事業者による景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が被告となりうるという解釈を明確化することに賛成する。不特定多数を対象とした広告であっても、事情によっては勧誘となることは、最判H29. 1. 24でも示されており、適切な解釈である。
3	契約当事者でない事業者による景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が「勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者」に該当する場合は被告となるという解釈を明確化することに賛成する。
4	契約当事者でない事業者による景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が被告となりうるという解釈を明確化することに賛成します。（同一意見2件）
5	直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求が可能であるとの解釈を明確化すると提案に賛成する。
6	いわゆる悪徳契約に間接的に関与した事業者を被告にできることを明確化することに賛成である。
7	本提案に賛成する。（同一意見4件）
8	解釈の明確化にあたっては、直接的な契約関係にない事業者が本制度によって不法行為に基づく損害賠償請求の被告となるのは、あくまで「債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者」であって、当該消費者契約の当事者でなく、勧誘に関与していない事業者に不当表示があったとしても、当該事業者は本制度の被告とはならないことを明確にすべきである。

(4) 支配性の要件の考え方

NO	意見の内容
1	支配性要件について、過度に厳格に運用することは相当ではなく、審理の工夫によっても、なお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合に限り、支配性の要件に基づき制度の対象外とされるべきとの解釈を明確化することに賛成する。 消費者契約の特徴として、共通した原因による多数被害が生じる事案が多いにもかかわらず、被害の本質を見誤り、個々の対象消費者によって異なる事情に拘泥すると、多くの消費者被害の集団的解決が困難との判断になりかねない。すでに個々の損害額を確定するにあたって個別事情が影響するものとして、拡大損害等が対象となる請求から除外されていることに鑑みれば、支配性の要件を適用することには、慎重でなければならない。
2	支配性の要件について、過度に厳格に運用することは相当ではなく、簡易確定手続の審理の工夫によっても、なお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合に限り支配性の要件に基づき制度の対象外とされるとの解釈を明確化することに賛成する。
3	支配性要件について、過度に厳格に運用することは相当ではなく、審理の工夫によっても、なお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合に限り、支配性の要件に基づき制度の対象外とされるべきとの解釈を明確化することに賛成します。
4	支配性の要件を過度に厳格に運用することは相当ではないとの考え方（簡易確定手続における対象債権の存否及び内容についての審理が個別事情に係わっている場合であっても、そのことのみによって除外すべきではなく、審理の工夫によってもなお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合に限り対象外とすべきこと）を明確化することに賛成である。（同一意見1件）
5	支配性の要件を過度に厳格に運用すべきではないとの解釈を明確化することに賛成します。
6	支配性要件の考え方を厳格化しないことに賛成する。
7	いわゆる「支配性の要件」の解釈について周知することは賛成である。
8	本提案に賛成である。（同一意見3件）
9	支配性の要件は、本法の骨格部分であり、従前の取り扱いの明確化を越えて、過度に柔軟に解釈をするのは適当ではない。また、報告書における支配性の要件の考え方をQ & A等によって明確化を図るのであれば、裁判所や経済界の意見も十分に踏まえて記載を検討されたい。
10	本論点は、解釈の明確化の前に、事実確認、及び事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。
11	実質的に支配性の要件を大きく緩和するような解釈の明確化には強く反対する。 多数性・共通性・支配性の要件は、本制度の根幹をなすものであり、本制度による係争中の場合個別の訴えの裁判が中止され得ることからも、本制度の対象となる事案は、本制度の活用によって多数の消費者に対する迅速な被害救済が見込まれるものに限定すべきである。

2 共通義務確認訴訟における和解に関する御意見

NO	意見の内容
1	本報告書のうち、とりわけ以下の点については、見直し内容として高く評価できるものであり、最低でも本報告書が提言する内容での改正を実現するよう求めます。 共通義務確認訴訟における和解内容に関する制限をなくし、多様な和解が可能となるようにする点 個々の事案に応じた柔軟な対応による紛争の早期解決を可能とすることは、対象消費者にとっても事業者にとってもメリットがあるものであり、むしろ訴訟における和解の本質というべきものと考えます。
2	共通義務確認訴訟における和解内容に関する制限をなくし、多様な和解が可能となるようにする点はぜひ実現すべきです。
3	共通義務確認訴訟における和解の対象を「第二条第4号に規定する義務の存否」に限定する現行法の規律を削除すべきである。また、この際、運用に資するため、一般的に考え得る和解の例につきガイドライン等で示すことに賛成する。
4	法第10条は、共通義務確認訴訟において、和解を認める対象を共通義務の存否に限定する旨定めています。同条を削除し、和解内容に係る制限をなくし、様々な種類の和解が可能となるよう規定を整備すべきだと考えます
5	共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限を無くし、様々な種類の和解が可能となるよう関係規定を整備することについて賛成する。 また、和解の適正性の確保及び和解の実効性の確保についての方針についても基本的に賛成する。（同一意見1件）
6	共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限を無くし、多様な和解が可能となるよう規定を整備することに賛成する。 和解内容の適正性の確保及び和解の実効性の確保についての方針についても基本的に賛成する。
7	共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限を無くし、多様な和解が可能となるよう規定を整備することに賛成する。 和解の適正性の確保及び和解の実効性の確保についての方針についても基本的に賛成する。（同一意見1件）
8	共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限（法10条）を無くし、多様な和解が可能となるよう規定を整備することに賛成する。想定される和解の種類及び当該類型における留意点として整理されている内容にも異論はないが、多様な和解が可能となるようさらなる検討とガイドラインの策定がなされるべきである。（同一意見1件）
9	和解内容を限定する特例法第10条の規律を削除すること、そして想定される和解の種類及び当該類型における留意点として整理されている内容に異論はありません。適正な和解が促進されるよう、想定される和解の種類及び当該類型における留意点についてガイドラインとして定めることを要請します。
10	和解内容を限定する特例法第10条の規律を削除すること、そして想定される和解の種類及び当該類型における留意点として整理されている内容に異論はない。適正な和解が促進されるよう、想定される和解の種類及び当該類型における留意点についてガイドライン等により定めることを要請する。
11	共通義務確認訴訟において、和解を認める対象を共通義務の存否に限定する特例法第10条の規律を削除するなど、和解内容に係る制限をなくし、様々な種類の和解が可能となるよう規定を整備することに賛成します。（同一意見1件）
12	和解内容を限定する法第10条の規律を削除することに反対する。消費者、特定適格消費者団体、事業者のそれぞれにとって望ましい和解規定の在り方について慎重に議論したうえで、どの段階でどのような場合にどのような和解ができるのか明確にすべきである。

13	本論点は、条文の削除に反対する。
14	共通義務確認訴訟における和解の範囲の拡大は、反対である。

3 対象消費者への情報提供の在り方に関する御意見

(1) 通知方法の見直し

NO	意見の内容
1	特定適格消費者団体が実施する通知と公告のうち、通知に、情報に初めて接する消費者が救済対象となることを自覚できるようにするプッシュ型の情報提供を担わせ、公告に、関心を抱いた消費者が加入するか否かを判断し更に加入手続を進めるためのより詳しい情報を届けるプル型の情報提供を担えるようにすることとし、必要な規定の整備を行うことに賛成する。
2	通知についてはプッシュ型、公告についてはプル型とその役割に応じて、通知すべき情報の内容と公告すべき情報の内容を整理することに賛成します。
3	通知についてはプッシュ型、公告についてはプル型とその役割に応じて、通知すべき情報の内容と公告すべき情報の内容を整理することに賛成する。
4	通知において公告を確認するために必要な事項を記載したときは、現行法が定める通知事項の一部の記載を要しないことに賛成する。 なお、「公告を確認するために必要な事項」については対象消費者の属性に照らし、適当な方法を示すべきである。
5	特定適格消費者団体が行う通知方法を見直すとの提案に賛成する。
6	本提案に賛成である。(同一意見4件)
7	10ページ「ウェブサイト」と11ページ「ホームページ」この違いは何か?
8	「現行法が定める通知事項の一部の記載を要しないこと」について、反対する。

(2) 役割分担と費用負担の見直し

NO	意見の内容
1	指定法人制度の導入には賛成する。 指定法人が、特定適格消費者団体による通知・公告や内閣総理大臣による公表を受託できるようにする旨の提案に賛成する。 加えて、受託した指定法人の事務費用については、国が負担することを検討すべきである。
2	指定法人の活用(報告書27頁)につき、本提案に賛成する。加えて、指定法人が公表を受託するに当たり、公表に必要な費用を国が負担することを検討すべきである
3	本報告書のうち、とりわけ以下の点については、見直し内容として高く評価できるものであり、最低でも本報告書が提言する内容での改正を実現するよう求めます。 事業者による対象消費者への個別連絡義務及び公告費用の一部負担義務を明確化した点 対象消費者への最初の情報提供は事業者によりなされるのがもっとも効果的と考えられるほか、簡易確定手続は事業者の共通義務が確認された後になされるものですので、事業者による対象消費者への個別連絡義務の明確化は、特例法の制度趣旨からすればむしろ当然のことと考えます。
4	被告事業者が通知の役割を果たせない際に、その事情に応じて、通知に要する費用として、被告事業者に負担を求め得る額の算定基準を定めることに賛成します。そして、原告と被告の協議で、被告の負担額の合意に至らない場合には、付随する裁判として裁判所で適切・迅速な判断が得られるよう検討を進めて下さい。
5	通知についての被告事業者の役割を定めることに賛成する。共通義務確認訴訟で法的責任が認められた後のため、被害回復のために被告事業者が一定の役割を担うことが適切である。 また、被告事業者が通知の役割を果たせない際に、その事情に応じて、通知に要する費用として、被告事業者に負担を求め得る額の算定基準を定めることに賛成する。この基準が定められることで、原告と被告が、通知の方法及び通知費用の負担について協議されることが期待される。また、原告と被告の協議で合意に至らない場合には、付随する裁判として裁判所で適切・迅速な判断が得られるよう検討を進めるべきである。
6	①特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し、②行政の役割の拡充、③指定法人の活用 ①につき、通知について事業者の役割を定めること、事業者が一定の場合には、事業者に公告に要する一定額の負担を求めるなどの見直しも賛成である。 ②、③は賛成である。(同一意見1件)
7	①特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し ②行政の役割の拡充 ③指定法人の活用 ①につき、一定の場合には事業者から対象消費者に個別連絡する義務を負うこと、事業者が一定の場合に公告に要する一定額の支払義務を負担することを認めることには賛成である。 ②は賛成である。 ③は賛成である。(同一意見1件)
8	特定適格消費者団体が、手続追行主体として対象消費者に通知・公告をする役割を引き続き維持しつつ、一定の場合に、事業者が対象消費者に個別連絡をする義務を負うこと、及び、事業者が公告に要する一定額の支払義務を負担するとの考えに賛成する。 なお、対象消費者に対する個別連絡の方法としては、通知を受領した消費者が看過することがないような方法(例えば、一斉にメールを送信するだけでなく、返信のない消費者に対しては再度郵送でも連絡をする等)が望ましい。
9	簡易確定手続の役割分担や費用を見直し、通知についての被告事業者の役割を定めることや、被告事業者に負担を求め得る額の算定基準を定めることに賛成します。(同一意見1件)
10	簡易確定手続の役割分担や費用を見直し、通知についての被告事業者の役割を定めることや、被告事業者が通知の役割を果たせない際に被告事業者に負担を求め得る額の算定基準を定めることに賛成します。

11	報告書においても指摘されている通り、手続追行主体として特定適格消費者団体が対象消費者に通知・公告をする役割は維持されるべきですが、簡易確定手続の役割分担や費用を見直し、通知についての被告事業者の役割と被告事業者に負担を求め得る額の算定基準を定めるべきであると考えます。
12	簡易確定手続の当事者の役割分担と費用負担の在り方を見直し、通知についての事業者の役割を定めること、公告に要する費用を事業者に負担させることに賛成します。
13	① 特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し 簡易確定手続を申し立てた特定適格消費者団体が手続追行主体として対象消費者に通知・公告を行うものとしつつ、一定の場合は、事業者が対象消費者に個別連絡する義務を負うことや事業者が公告に要する一定額の支払義務を負担するものとするに賛成する。 ② 行政の役割の拡充 公表事項・公表態様の拡張等を図ることなど、行政の役割を拡充することに賛成する。 ③ 指定法人の活用 特定適格消費者団体による通知・公告や内閣総理大臣による公表を受託できるようにすることなど、指定法人の活用を図ることに賛成する。
14	特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し（報告書24～26頁）につき、特定適格消費者団体が対象消費者に通知・公告をするという役割を維持しつつ、事業者が対象消費者への連絡手段に関する情報を保有している場合は事業者から対象消費者に個別連絡する義務を負うこと、事業者が公告に要する一定額の支払義務を負担する場面があることを認めることに賛成する。
15	知っている債権者への個別連絡を事業者の役割とすること及び個別連絡ができない場合に、公告費用の一定額を事業者の負担とすることに賛成する。
16	通知についての被告事業者の役割を定めることに賛成します。
17	事業者による対象消費者への個別連絡義務及び公告費用の負担義務を明確化することは、この制度を実効性あるものとする上で不可欠です。
18	内閣総理大臣による公表において、公表事項・公表態様の拡張等を図るとの本提案に賛成する。
19	行政の役割の拡充（報告書26～27頁）につき、本提案に賛成する。
20	事業者にも簡易確定手続開始の通知を義務付けて、通知費用の全額を事業者に負担させるべきである。 行政の役割の拡大については、賛成である。 指定法人の導入は、反対である。
21	特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方については、経済界の意見も十分に踏まえて、事業者が一定の場合に負担する額の算定基準を含め、公告に要する一定額の支払義務に関する明確な規律を検討すべきである。 仮に、そのような規律によったとしても、双方当事者間の中で合意に至らない場合には、裁判所が双方当事者の意見を聞いた上で、その規律に基づき判断することも有力な手段として考えられる。
22	事業者に対して、対象消費者への個別連絡義務および公告に要する一定額の支払い義務を負わせるのは適切ではなく、十分慎重に検討すべきである。
23	報告書では、P24の考えられる対応の冒頭において、「簡易確定手続を申し立てた特定適格消費者団体が手続追行主体として対象消費者に通知・広告をする役割は引き続き維持されるべき」としたうえで、事業者と消費者団体とで合意している場合、あるいは、裁判所が双方の意見を聞いたうえで裁定する場合に事業者が通知・広告の義務を負うことが想定されています。 これまで、通知・公告費用は訴訟のための準備費用であり、特定適格消費者団体が負担する費用とされてきたが、これをわずかな裁判例をもとに、実質的に事業者負担へ転換することは適切ではないと考えます。 そして、仮に裁判所の裁定によって事業者に負担を負わせる制度を導入するとしても、その場合の算定基準については、事業者、特に経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者への意見聴取などによって経営の実情を十分に反映させたものとし、特に公告に要する一定額の支払い義務に関しては明確な規律となるようにすべきと考えます。
24	事業者の個別連絡義務及び公告に要する一定額の支払義務に関する規定を設けることには反対する。
25	事業者の個別連絡義務及び公告に要する一定額の支払い義務に関する規定の新設に反対する。

(3) 情報提供の実効性を高めるための方策

NO	意見の内容
1	特定適格消費者団体が、対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得ることが可能となる仕組みを導入すべきであり、将来的な検討課題として先送りすることに反対する。 なお、更に検討を要することは理解できるが、出来る限り今回の改正において制度化を実現されたい。
2	裁判所の関与の下、事業者が保有する対象消費者の氏名及び住所又は連絡先の各情報を、共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けることに賛成する。 第三者に協力を得る仕組みについては、早急に検討を進めるべきである。
3	第三者の協力を得る仕組みについても、早急に検討を進めるべきである。（同一意見1件）
4	第三者の協力を得る仕組み（報告書28頁）につき、特定適格消費者団体が対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得ることの制度的手当の検討は、早急になされるべきである。
5	第三者の協力を得る仕組みについて、特定適格消費者団体が対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得られる制度を検討すべきである。（同一意見1件）
6	第三者に協力を得る仕組みについては、早急に検討を進めて下さい。
7	事業者が対象消費者に関する情報を保有しない場合に、特定適格消費者団体が事業者以外に対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得られるようにする仕組みの導入も検討すべきである。
8	裁判所の関与の下で、事業者が保有する対象消費者の情報を共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けるべきであると考えます。
9	事業者が保有する対象消費者の情報を共通義務確認訴訟が終了する前の段階で確保するしくみを設けることに賛成します。（同一意見1件）

10	裁判所の関与の下、事業者が保有する対象消費者の氏名及び住所又は連絡先の各情報を、共通義務確認訴訟が終了するより前の段階で保全する仕組みを設けることに賛成する。
11	保全手続の導入について、対象消費者の情報を、共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けることは賛成である。（同一意見3件）
12	共通義務確認訴訟が終了する前の段階において、裁判所の関与の下、対象消費者の情報を保全する仕組みを設けるとの提案に賛成する。
13	保全手続の導入（報告書27～28頁）につき、裁判所の関与の下、対象消費者の情報を、共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けることに賛成する。
14	裁判所の関与の下、事業者が保有する対象消費者の氏名及び住所又は連絡先の各情報を、共通義務確認訴訟が終了するより前の段階で保全する仕組みを設けることに賛成します。
15	裁判所の許可を前提とする保全手続の導入は、賛成である。 第三者の協力を得る仕組みの導入は、賛成である。
16	特定適格消費者団体による保全手続及び第三者から協力を得る仕組みを設けることに賛成する。
17	共通義務確認訴訟の係争中における対象消費者の氏名や連絡先等の保全手続きの導入については、個人情報の保護の在り方も踏まえて慎重に議論すべきであり、拙速な保全手続きの導入はするべきでない。
18	提訴の前や認容判決の前に情報保全を命じる手続を導入することについては反対する。

4 実効性、効率性及び利便性を高める方策に関する御意見

(1) 特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方

NO	意見の内容
1	景品表示法に基づく処分に関して作成した書類等行政機関が保有する情報の特定適格消費者団体への提供規定の導入を見送ることに反対する。可及的かつ速やかに実現すべきである。
2	行政機関が保有する情報について、特商法及び預託法において、特定適格消費者団体への情報提供が進められるので、その実績を踏まえ他の法令（例えば、景品表示法に基づく処分）についても拡大すべきである。（同一意見1件）
3	行政機関が保有する情報の提供については、特商法及び預託法において、特定適格消費者団体への情報提供がすすめられるので、その実績をふまえ、他の法令についても拡大すべきである。
4	特定商取引法と預託法の改正により、行政処分のために行政が得た情報を特定適格消費者団体に提供することが認められたが、他の法令についても同様とすべきである。
5	行政機関が保有する情報について、例えば、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の特定適格消費者団体への提供も可能とするべきである。（同一意見1件）
6	簡易確定手続において、事業者の財産に関する情報の開示手続を設けることを要望します。
7	本報告書のうち、行政処分情報（とりわけ景表法）の特定適格消費者団体への提供が将来の検討課題とされた点、事業者の財産に関する情報取得のための仕組みが将来の検討課題とされた点は、再検討すべきです。
8	本報告書のうち、とりわけ以下の点については、特例法の見直しに向けた提言として不十分といわざるを得ず、消費者庁においては法制化にあたって再検討をするか、今回の改正後において間を置かず継続的な検討を行うことを求めます。 行政処分情報（とりわけ景表法）の特定適格消費者団体への提供が将来の検討課題とされた点 行政処分を行った行政庁においては民事の被害回復まではできないことから、行政処分に関する情報を特定適格消費者団体に提供して被害回復をはかることは、行政と特定適格消費者団体との間の望ましい連携の在り方と考えます。本報告書においては将来の検討課題と位置づけられましたが、今年の通常国会における特定商取引法と預託法の改正により行政処分のために行政が得た情報を特定適格消費者団体に提供することを認められたことを踏まえれば、景表法などの消費者保護のための行政処分情報の提供を認める方向で再検討をすべきと考えます。 事業者の財産に関する情報取得のための仕組みが将来の検討課題とされた点 特定適格消費者団体における事業者の財産に関する情報の取得は、必要な事案に共通義務確認訴訟を提起するとともに、対象消費者の被害回復を実効化するためにも必要な不可欠なものです。将来の検討課題とするのではなく、今回の法制化にあたって再検討をするか、今回の改正後において間を置かず継続的な検討を行うことが必要と考えます。
9	景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の特定適格消費者団体への提供も可能とするべきである。また、将来的な検討課題とするならば、早急に検討する体制を構築すべきである。
10	特定適格消費者団体が、将来的に、一定の要件の下で、事業者の財産に関する情報を取得できるようにするための法制度を検討するために、早急に検討体制を構築すべきである。
11	特定適格消費者団体が、将来的に、例えば事業者の所在に関する情報を保有する第三者に協力を得られるための法制度を検討するために、早急に検討体制を構築すべきである。
12	事業者の財産に関する情報の取得について、早急に検討を求める。
13	事業者の財産に関する情報の取得については、多数の対象消費者の被害回復をはかるという本制度の趣旨からも、制度活用を促進するために大変重要な検討課題であるが、今回の報告書で具体的提言にまで至らなかったことは残念である。この点は、民事執行法の特例を検討することにもなることから、周到な準備が必要であり、今回の法改正後にすみやかに研究を開始されるよう要望する。
14	事業者の財産に関する情報の取得について、今回の報告書で具体的な提言に至らなかったことは残念であり、すみやかに研究検討を行うべきである（同一意見1件）。
15	事業者の財産に関する情報の取得については、今回の法改正後にすみやかに研究を開始されることを要望します。
16	適格消費者団体との連携協力関係に係る明文規定を設けるべきです。さらには、特定適格消費者団体による消費者被害の回復の実効性をより高めるためには、特定適格消費者団体も適格消費者団体も存しない地方・地域で活動しているその他の消費者団体とも連携協力することとそのあり方につき、法文上でなくても、例えば情報収集手段に関するガイドライン等において明確にしておくべきであると考えます。
17	行政機関が保有する情報の提供については、特商法及び預託法において、特定適格消費者団体への情報提供がすすめられますので、その実績をふまえ、他の法令についても今後検討を進めて下さい。
18	行政機関が保有する情報の提供については、特商法及び預託法において、特定適格消費者団体への情報提供がすすめられますので、その実績をふまえ、他の法令についても今後進めて下さい。
19	行政機関が保有する情報の提供に関しては、特商法と預託法において、特定適格消費者団体への情報提供が進められようとしていますので、その運用実績を踏まえて、他の法令についても検討すべきです。

20	事業者の財産に関する情報の取得に関しては、他の現行法令との関係も踏まえ、さらに具体的に検討すべきです。
21	特定適格消費者団体が、事業者の財産に関する情報を取得できるようにするための制度を検討すべきである。
22	事業者の財産に関する情報の取得について、特定適格消費者団体が、事業者の財産に関する情報を取得できるようにするための制度を検討すべきである。（同一意見1件）
23	特定適格消費者団体が、事業者の所在などに関する情報を保有する第三者に協力を得られる仕組みを検討すべきである。
24	第三者の協力を得る仕組みについて、特定適格消費者団体が、例えば事業者の所在に関する情報を保有する第三者に協力を得られるための法制度を検討すべきである。（同一意見3件）
25	第三者の協力を得る仕組みについても具体的な検討を進めて下さい。
26	第三者の協力を得る仕組みについても具体的な検討を進めるべきである。
27	第三者の協力を得る仕組みについては、どのような第三者に対して、どのような範囲で情報適用に係る協力を求めることができるのか等の問題も含め、さらに具体的に検討すべきであると考えます。
28	行政機関と特定適格消費者団体との間の連携強化は当然の取組であり、賛成する。 財産情報の開示制度の導入に賛成である。 第三者の協力を得る仕組みも導入に賛成である。
29	適格消費者団体との連携協力規定の明文化について賛成する。
30	適格消費者団体と特定適格消費者団体との連携協力について法文上明確にすることに賛成である。
31	適格消費者団体との連携協力規定の明文化の提案は賛成である。（同一意見1件）
32	適格消費者団体との連携協力規定の明文化に対する提案は賛成である。（同一意見1件）
33	適格消費者団体と特定適格消費者団体との連携協力の明文化するとの提案に賛成する。
34	特定適格消費者団体と適格消費者団体との情報提供による連携を明文化することは賛成である。
35	適格消費者団体との連携協力規定の明文化について賛成します。（同一意見1件）
36	特定適格消費者団体が簡易確定手続において事業者の財産に関する情報の開示手続を設けることを将来の検討課題とすることに賛成する。
37	特定適格消費者団体が、例えば事業者の所在に関する情報を保有する第三者に協力を得られる仕組みを設けることを将来の検討課題とすることに賛成する。
38	14ページ「各地の特定適格消費者団体と適格消費者団体とが相互に連携して消費者被害に関する情報収集活動（110番等）を行うことなどが想定される。」 こう書いてあるが、この「110番」とは「警察110番」、「消費者110番」「フィッシング詐欺110番」「サイバー110番」どれの事か？ 番号の「110」なのか名称の「110」なのか分かりやすくしてほしい。

(2) 時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方

NO	意見の内容
1	本制度が、被害者みずからが訴訟提起をすることについて躊躇する程度の少額被害の回復を念頭に置いていることから、団体が提訴した場合は、多くの対象消費者が共通義務確認訴訟の帰趨を見守ることは想像に難くない。そのような場合、共通義務確認訴訟の却下、または、団体が簡易確定手続申立てをしなかったり、取り下げた場合には、個々の消費者の請求に係る事項は審理されていないにもかかわらず、消滅時効が完成してしまう対象消費者が多数発生するおそれがある。上記のような理由から、報告書提案のように、団体による手続きが終了した後6か月間はみずから提訴や交渉ができる期間を確保することが望ましい。 なお、本報告書では、共通義務確認訴訟の和解成立の場合が、時効完成しないとみなす場合に入っていない。しかし、団体が被告と行う和解の内容について、不服である対象消費者が、みずから権利行使できる機会が時効のために失われないよう、和解成立の場合の取り扱いについても改正法案策定にあたり検討すべきである。
2	特定適格消費者団体による被害回復裁判手続が終了した時から6か月を経過する時点までに、消費者による対象債権に係る訴えの提起があったときは、当該対象債権について時効が完成しないものとする旨の規律を設けることに賛成する。 また、共通義務確認訴訟が和解により終了した場合についても、和解内容に不服のある消費者が個別に権利行使する機会を確保すべき場合があり得ることから、上記規律の対象場面に含めるべきである。
3	本提案に賛成する。ただし、消滅時効の完成猶予事由として、特定適格消費者団体と事業者との間で和解が成立した時も、6か月を経過する時点までは対象債権について時効が完成しないとする規律を設けるべきである。（同一意見2件）
4	共通義務確認訴訟が和解により終了した場合についても、6か月を経過する時点までに消費者による対象債権に係る訴えの提起があったときは、時効が完成しないものとする旨の規律を設けるよう求める。
5	本提案に賛成する。但し、共通義務確認訴訟において特定適格消費者団体と事業者との間で和解が成立した場合についても、同様に消滅時効完成猶予の規律を設けるべきである。（同一意見1件）
6	共通義務確認の訴えが提起されていることに基づく対象債権の時効に関する新たな規律を追加するとの提案に賛成する。報告書に記載された場合に加えて、消滅時効の完成猶予事由として、本提案のi)、ii)、iii)の各事由のみならず、iv) 共通義務確認訴訟において特定適格消費者団体と事業者との間で和解が成立した時、を追加すべきである。
7	共通義務確認訴訟の和解が成立した場合も含め、特定適格消費者団体による手続が終了した後6か月間は自ら提訴や交渉ができる期間を確保すべきです。
8	本報告書では、共通義務確認訴訟の和解成立の場合が、時効の完成をしないとみなす場合に入っていません。和解成立の場合の取り扱いについても改正法案策定にあたり検討して下さい。
9	ご提案のように、団体による手続きが終了した後6か月間はみずから提訴や交渉ができる期間を確保することが必要です。

10	時効が完成猶予の拡大は、賛成である。
11	時効の完成猶予・更新については、事業者の予見可能性に大きな影響を及ぼすものであることから、その起算点や猶予期間の長さ等については、実務実態を踏まえて慎重に検討すべきである。
12	本論点は、法制化に当たって事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。

(3) 簡易確定手続開始の申立義務を免除する範囲等

NO	意見の内容
1	①簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」、②通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合、③簡易確定手続申立ての申立期間 ①、②、③とも賛成である。(同一意見1件)
2	① 簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」 同要件に該当する場合について、解釈を明確化することに賛成する。 ② 通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合 これらについても、基本的に①と同様に解釈を明確化することに賛成する。 ③ 簡易確定手続開始申立ての申立期間 法定の期間を3～4か月に延長することや、裁判所が伸長可能な期間にすることに賛成する。
3	簡易確定手続開始の申立義務を免除される場合の解釈を明確化する、通知・公告義務が免除される場合等の解釈を明確化する、簡易確定手続開始申立ての申立期間を延長等するとの提案にいずれも賛成する。
4	簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」に関する解釈を明確にすべきです。また、簡易確定手続の申立期間を延長・伸長できるようにすべきです。
5	①簡易確定手続開始申立て義務が免除される「正当な理由」について、解釈を明確化することで、共通義務確認訴訟の対象事案を広くとらえることができるようになるため、今回の提案に賛成である。②簡易確定手続の申立期間を伸長することで、開始申立てを免除される事情があるか否かを調査できることが考えられるので、申立期間の伸張に賛成である。
6	解釈の明確化については、賛成である。 簡易確定手続開始の申立期間の延長は、賛成である。
7	通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合につき、特定適格消費者団体の通知・公告義務を免除する「正当な理由」や、授權契約を拒絶・解除できる「正当な理由」についても解釈を明確化することは賛成である。(同一意見2件)
8	簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」に該当する場合について、解釈を明確化することに賛成する。
9	簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」につき、簡易確定手続開始の申立てが免除される「正当な理由」の解釈を明確化するという点は賛成である。(同一意見1件)
10	簡易確定手続開始申立て義務が免除される「正当な理由」(報告書32頁)につき、簡易確定手続開始の申立てが免除される「正当な理由」の解釈を明確化するという点は賛成である。
11	簡易確定手続開始申立て義務が免除される「正当な理由」について、解釈を明確化すると今回の提案に賛成します
12	簡易確定手続開始申立ての申立期間の伸長に賛成する。
13	簡易確定手続申立ての申立期間につき、特定適格消費者団体がなす簡易確定手続開始申立ての申立期間を3～4か月に延長することや、裁判所が伸長可能な期間にする、という提案は賛成である。(同一意見1件)
14	簡易確定手続開始申立ての申立期間(報告書32頁)につき、特定適格消費者団体がなす簡易確定手続開始申立ての申立期間を3～4か月に延長することや、裁判所が伸長可能な期間にする、という提案は賛成である。
15	簡易確定手続の申立期間を伸長することに賛成します。

(4) 手続のIT化

NO	意見の内容
1	裁判手続のIT化の検討結果をふまえて、本制度におけるIT化についても検討すべきである。対象消費者と団体間の手続のIT化については、相応の費用も必要となることも想定されるため、その場合、行政による支援を強く要請する。
2	裁判手続のIT化の検討結果等を踏まえて、本制度の手続のIT化について検討すべきです。また、対象消費者と特定適格消費者団体間の手続のIT化を推進する場合、それにかかる費用が必要となりますので、行政による財政的な支援等も講ずるべきです。
3	本制度におけるIT化、特定適格消費者団体と対象消費者の手続のIT化に賛成します。ただし、IT化のツールの開発等は行政によることを要望します。
4	特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化において、特定適格消費者団体の意見も取り入れ、ツールの開発を検討していただきたい。
5	特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化については、相応の費用も必要となることも想定されるため、適格消費者団体に対し行政による支援が検討されるべきである。(同一意見1件)
6	対象消費者と団体間の手続のIT化については、相応の費用も必要となるところであり、行政による支援を、強く要請します。
7	裁判手続のIT化に関し基本的には民訴法等の帰趨に応じて適切な対応をする等の提案に賛成する。 なお、事件記録の閲覧等の請求主体に関し、共通義務確認訴訟における利害関係人に対象消費者を含めることとすべきである。

8	①裁判手続のIT化 ②特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化 ①と②の提案にいずれも賛成する。(同一意見1件)
9	①裁判手続のIT化(報告書33頁) ②特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化(報告書33~34頁) ①、②につき、本提案にいずれも賛成する。
10	① 裁判手続のIT化 基本的に民訴法等の帰趣に応じて適切な対応をすることに賛成する。 ② 特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化 これを可能にするツールの開発等を進めること、ITを利用できない消費者への配慮として書面等による手続遂行も並行して可能とすることに賛成する。 必要なツールの開発や費用などについては、行政による支援を検討すべきである。
11	裁判手続のIT化について、裁判手続IT化の検討結果をふまえて、本制度におけるIT化について適切な対応をすとの対応については賛成である。(同一意見1件)
12	手続のIT化に賛成である。
13	裁判手続のIT化の検討結果をふまえて、本制度におけるIT化について検討することで良いと考えます。

(5) 簡易確定手続における事件記録の閲覧等の在り方

NO	意見の内容
1	対象消費者が安心して手続に参加できるよう、簡易確定手続の記録の保護のための対策を求めます。(同一意見1件)
2	対象消費者のプライバシーが保護され、安心して手続に参加できるよう、簡易確定手続の記録の閲覧・謄写を当事者及び利害関係人に限定すること等の方策をとるとの趣旨に賛成する。
3	対象消費者のプライバシーが保護され、安心して手続に参加できるよう、簡易確定手続の記録の閲覧・謄写を当事者及び利害関係人に限定すること等の方策をとられるとの趣旨に賛成します。(同一意見1件)
4	簡易確定手続における記録の閲覧・謄写等について、その主体を当事者及び利害関係人に限定すること等の方策により、対象消費者の氏名・住所等の情報が合理的な範囲を超えて閲覧・謄写等の対象とならないようにすることに賛成する。
5	簡易確定手続における記録の閲覧・謄写等について、その主体を当事者及び利害関係人に限定すること等の方策をとるとの提案に賛成する。
6	記録の閲覧、謄写等について、その主体を当事者及び利害関係人等に限定すること等の方策をとることに賛成する。
7	事件記録の閲覧制限の導入に賛成である。
8	報告書の内容に賛成です。
9	本提案に賛成する。(同一意見4件)

(6) 対象債権に係る金銭の支払方法及び支払に要する費用

NO	意見の内容
1	回収金を届出消費者に分配する際の振込手数料について、共通義務確認訴訟における請求の対象に含むことを解釈上明確にすることについて、賛成する。
2	回収金を届出消費者に分配する際の振込手数料について、共通義務確認訴訟における請求の対象に含むことを解釈上明確にすることについて、賛成します。
3	個々の対象消費者に対する振込みに係る手数料については、共通義務確認の訴えにおける請求の対象に含められることを解釈上明確にすることに賛成する。
4	簡易確定手続を経て確定した対象債権に係る金銭の支払について、振込手数料の費用を事業者の負担とし、その費用についても共通義務確認の訴えにおける請求の対象に含められることを明確にすることに賛成する。
5	賠償金の支払手数料を事業者に負わせることに賛成である。
6	対象債権に係る金銭の支払方法及び支払に要する費用に関する解釈を明確化すとの提案に賛成する。
7	報告書の内容に賛成です。
8	本提案に賛成する。(同一意見4件)

5 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備に関する御意見

NO	意見の内容
1	消費者団体訴訟制度の運用を支える主体に対して、公的な財政面での支援を拡充する方向で検討することを求める。

2	<p>報告書の（特定）適格消費者団体に対する具体的支援策に関する記載は部分的かつ抽象的な内容に止まっているものが多く、団体側の事務的コストの問題は報告書が挙げるような環境整備だけでは解決困難であり、コスト負担を補填するような抜本的な施策を検討すべきである。</p> <p>また、本制度の主体となる特定適格消費者団体の数を増やしていく必要があり、特定適格消費者団体の認定を目指す適格消費者団体への資金的な支援を検討すべきである。</p>
3	<p>本報告書には記載されていませんが、本制度の活用を促進するためには、主体となる特定適格消費者団体の数を増やしていく必要があります。過去には、適格消費者団体の準備促進のため、国の財政支援を受けた都道府県が、適格認定を受けようとする団体の支援を行った実績があります。その取り組みも参考とし、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援の実現を要請します。</p>
4	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うべきであること、また（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減や、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付等の支援を行うべきであると考えます。</p> <p>さらには、報告書に書かれていませんが、特定適格消費者団体も適格消費者団体も存在していない地方・地域の消費者団体への行政からの支援も行われるべきであると考えます。</p>
5	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入すること、指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することには基本的に賛成するが、行政からの資金面も含めた援助を行うべきである。</p> <p>また、指定法人の役割について、どこから着手・実現していくのか、そして改正法令において指定法人をどのように規定していくのかなどについては、（特定）適格消費者団体との十分な意思疎通の上で具体化を進めるべきである。</p>
6	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うことに賛成します。</p> <p>また、（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減や、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援を求めます。（同一意見3件）</p>
7	<p>本報告書では、（特定）適格消費者団体が主体となり運営する消費者団体訴訟制度の意義を位置づけ、社会的インフラであることを明示している。本来、そのような位置づけにふさわしい支援が必要である。また、本報告書では「制度のスタートアップを加速して自立的サイクルが機能する状態に速やかに導くべく、強力な挺入れのための支援が必要」とも述べている。さらに、本制度の期待される少額多数被害の回復という役割から見たときには、とりわけ個々の損害額が少額に留まる場合、団体側の事務コストの問題は環境整備だけでは解決困難であり、コスト負担を補填するような施策が必要であることは明らかである。</p> <p>これらの趣旨や事情に照らした場合、本項目で「考えられる対応」として提言されていることは、規模や対象が限定されすぎていると言わざるをえない。そのような留保をおきつつ、現時点でまず着手できることに限定して検討した結果ということをふまえ、今回提案されている内容については賛成する。</p>
8	<p>本報告書では、（特定）適格消費者団体が主体となり運営する消費者団体訴訟制度の意義を位置づけ社会的インフラであることを明示しています。本来、そのような位置づけにふさわしい支援が必要です。また、本報告書では「制度のスタートアップを加速して自立的サイクルが機能する状態に速やかに導くべく、強力な挺入れのための支援が必要」とも述べています。さらに、本制度の期待される少額多数被害の回復という役割から見たときには、とりわけ個々の損害額が少額に留まる場合、団体側の事務コストの問題は環境整備だけでは解決困難であり、コスト負担を補填するような施策が必要であることは明らかです。</p> <p>これらの趣旨や事情に照らした場合、本項目で「考えられる対応」として提言されていることは、規模や対象が限定されすぎていると言わざるをえません。そのような留保をおきつつ、現時点でまず着手できることに限定して検討した結果ということをふまえ、今回提案されている内容について賛成します。</p>
9	<p>特定適格消費者団体の活動を支える環境整備という観点から、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うことに賛成します。また、（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減や、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援を求めます。</p>
10	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える方策として、第三者的な主体を法的に位置付けること、消費者被害が集まる国民生活センターや消費者センターなどを含む行政との連携や支援を行うことに賛成です。また、（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減や、補助金交付などの支援を求めます。</p>
11	<p>指定法人制度を導入することに賛成する。指定法人の担う役割（周知広報、事務的な業務の受託、寄付の受け皿等）の提案についてもそれ自体には異論はない。指定法人が担うべき役割に照らして指定基準を定め、必要な行政監督等に関する規定を整備することや、指定法人の人的・物的・財政的体制を確保するという方向性も賛成である。</p> <p>但し、提案されている対策自体には賛成であるが、これらは、特定適格消費者団体が抱える根本的な問題（事務コスト負担等）の解決のためには不十分であり、コスト負担を填補するような施策が検討されるべきである。</p> <p>また、特定認定を目指す団体への支援（補助金交付など）も検討されるべきである。（同一意見1件）</p>
12	<p>本報告書のうち、とりわけ以下の点については、見直し内容として高く評価できるものであり、最低でも本報告書が提言する内容での改正を実現するよう求めます。</p> <p>消費者団体訴訟制度の運用を支える主体として指定法人制度の導入を提言する点</p> <p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入することは、（特定）適格消費者団体の活動を支える環境整備のための一つの在り方として評価できるものと考えます。ただし、指定法人制度が実効性あるものとするためには、十分な公的支援を行って指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することが必要です。</p>
13	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うことに賛成する。</p> <p>指定法人に期待される役割について、本報告書では、次のようなものが考えられるとしている。</p> <p>①制度や団体、その活動等についての一元的周知・広報 ②上記周知・広報により効果的・効率的に寄付を集め、団体の活動を支援すること。 ③特定適格消費者団体が行う事務的な業務の委託を受け、特定適格消費者団体の事務作業の負担を軽減すること。 ④共通義務確認訴訟の和解における寄付の受け皿となること</p> <p>これら指定法人の役割について、どこから着手・実現していくのか、そして改正法令において指定法人をどのように規定していくのかについては、（特定）適格消費者団体との十分な意思疎通の上、具体化を進めることが必要である。上記の役割を担う指定法人については、一定の規模をもって、（特定）適格消費者団体の活動促進を支援できる体制が必要であり、形だけとのえて、体制を維持することに汲々とするようでは、本末転倒となる。この点、初期の段階での行政支援が一定規模で必要であり、十分な準備を要請する。</p> <p>消費者団体訴訟制度等への理解促進、及び（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等につきましても、いずれも、リーズナブルな提案であり、具体化を期待する。</p> <p>なお、本報告書には言及されていないが、本制度の活用を促進するためには、主体となる特定適格消費者団体の数を増やしていく必要がある。過去には、適格消費者団体の準備促進のため、国の財政支援を受けた都道府県が、適格認定を受けようとする団体の支援を行った実績がある。その取り組みも参考とし、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援の実現を要請する。</p>

14	<p>消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うことに賛成します。指定法人に期待される役割について、本報告書では、次のようなものが考えられるとしています。</p> <p>①制度や団体、その活動等についての一元化の周知・広報 ②上記周知・広報により効果的・効率的に寄付を集め、団体の活動を支援すること。 ③特定適格消費者団体が行う事務的な業務の委託を受け、特定適格消費者団体の事務作業の負担を軽減すること。 ④共通義務確認訴訟の和解における寄付の受け皿となること</p> <p>これら指定法人の役割について、どこから着手・実現していくのか、そして改正法令において指定法人をどのように規定していくのかについては、（特定）適格消費者団体との十分な意思疎通の上、具体化を進められますよう要望します。指定法人については、一定の規模をもって、（特定）適格消費者団体の活動促進を支援できる体制が必要であり、形だけととのえて、体制を維持することに汲々とするようでは、本末転倒となってしまいます。この点、初期の段階での行政支援の規模が重要であり、十分な準備を要請します。</p>
15	特定適格消費者団体の活動を支える環境整備を行うとの提案にいずれも賛成する。
16	消費者団体訴訟制度の運用を支える主体（報告書37～38頁）について、指定法人制度を導入することに賛成する。また、指定法人の担うべき役割に照らして指定基準を定め、必要な行政監督等に関する規定を整備することや指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することに賛成する。（同一意見1件）
17	消費者団体訴訟制度の運用を支える主体（報告書37～38頁）につき、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入することに賛成する。また、その際、担うべき役割に照らして適切な指定基準を定め、必要な行政監督等に関する規定を整備すること、また、指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することに賛成する。
18	消費者団体訴訟制度の運用を支える主体として指定法人制度の導入することに賛成します。
19	消費者団体訴訟制度等への理解促進、及び（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等につきましても、いずれも、リーズナブルな提案であり、具体化を期待します。
20	消費者団体訴訟制度や（特定）適格消費者団体に関する理解の促進（報告書38頁）について、（特定）適格消費者団体の認知度を高めるための方策として、一般消費者、事業者及び事業者団体に向けて、（特定）適格消費者団体の活動、役割等の情報をより効果的にするための方策の検討を進めることは賛成する。また、団体業務と関連性があり、継続的な収益事業を可能とする方策を検討することに賛成する。（同一意見1件）
21	消費者団体訴訟制度や（特定）適格消費者団体に関する理解の促進（報告書38頁）につき、（特定）適格消費者団体の認知度を高めるための方策として、一般消費者、事業者及び事業者団体に向けて、（特定）適格消費者団体の活動、役割等の情報をより効果的にするための方策の検討を進めることは賛成である。また、団体業務と関連性があり、継続的な収益事業を可能とする方策を検討することに賛成する。
22	（特定）適格消費者団体が適時により実効性の高い情報を得るために、どのような情報が有益であるかについて、あるいは団体の活動成果が具体的にどのように地域の消費者に還元されるかについて、消費生活相談の現場や地方公共団体の担当者の理解を促進する取組等を行うことに賛成する。 一般消費者及び事業者・事業者団体に向けて、団体の活動・役割等の情報をより効果的に提供する方策を検討することに賛成する。 団体が継続的に収益事業を営むことを可能とする方策を検討することに賛成する。
23	（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等（報告書38～39頁）の提案に賛成する。（同一意見1件）
24	（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等（報告書38～39頁）につき、本提案に賛成する。
25	（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等のために、必要かつ相当な範囲で認定・監督上の規律を見直すことに賛成する。
26	指定法人制度の導入は、絶対に反対である。

6 破産手続との関係に関する御意見

NO	意見の内容
1	一定の場合に、特定適格消費者団体に破産申立権を付与すべきであり、将来的な検討課題に留めることに反対する。その方針を実現するにあたっての諸課題については速やかに検討すべきである。
2	破産手続との関係では何らかの制度的手当が必要であると考えます。
3	特定適格消費者団体を破産手続の申立主体とすることに賛成である。
4	本制度に基づく手続きが追行される中で、事業者が破産状態に至った場合に、破産申立立権を特定適格消費者団体に認める必要性が高い。現在の制度では、事業者が破産状態に至った場合には団体は手続を終了しなければならず、せっかく簡易確定手続に参加した消費者がいたとしても、何ら支援をすることができない。この点、検討すべき多くの論点が予想されるが、なんらかの制度的手当が必要であり、今回の法改正後、速やかに調査・研究を開始すべきである。
5	一定の必要性・有効性を認められており、特定適格消費者団体に破産申立権を付与する方向で諸課題の検討を速やかに開始すべきである。
6	特定適格消費者団体に破産申立権を認める方向で検討すべきである。
7	特定適格消費者団体に破産申立権を認め、申立てに係る費用についての援助のための制度を設けることを検討することを求める。
8	特定適格消費者団体に破産申立権を付与する方向で検討すべきである。（同一意見3件）
9	本制度に基づく手続きが追行される中で、事業者が破産状態に至った場合に、破産申立立権を特定適格消費者団体に認める必要性は高いと考えます。現在の制度では、事業者が破産状態に至った場合には団体は手続を終了しなければならず、せっかく簡易確定手続に参加した消費者がいたとしても、何ら支援をすることができません。この点、検討すべき論点が多いとは思いますが、なんらかの制度的手当が必要であり、今回の法改正後、速やかに調査・研究を開始して下さい。

10	本制度に基づく手続きが迫られる中で、事業者が破産状態に至った場合に、破産申立権を特定適格消費者団体に認める必要性が高い。現在の制度では、事業者が破産状態に至った場合には団体は手続を終了しなければならず、せっかく簡易確定手続に参加した消費者がいたとしても、何ら支援をすることができない。この点、検討すべき多くの論点が予想されるが、なんらかの制度的手当が必要であり、今回の法改正後、速やかに調査・研究を開始すべきである。
----	--

7 検討会の検討対象外とした事項に関する御意見

NO	意見の内容
1	オプトアウト方式の導入を見送ることに反対する。将来の検討課題とするのではなく、速やかに導入すべきである。
2	本報告書のうち、とりわけ以下の点については、特例法の見直しに向けた提言として不十分といわざるを得ず、消費者庁においては法制化にあたって再検討をするか、今回の改正後において間を置かず継続的な検討を行うことを求めます。 その他の将来の検討課題とされた点 本報告書においては、対象事案の拡大、破産手続との連携、オプトアウト方式の導入など、上記以外にも将来の検討課題とされた点がいくつもあります。今回の検討会では検討時間が十分ではなかったこともあり、将来の検討課題とされたことはやむを得ない面もあると考えますが、いずれも特例法によりよい活用のために必要不可欠な見直し項目ですので、今回の改正後において間を置かず継続的な検討を行うことが必要と考えます。
3	訴訟外の取り組みの促進策、簡易確定手続にオプトアウト方式を導入することの検討、さらには、本制度のような民事的手続きではどうしても対応が困難な悪質事業者に対して、なんらかの行政的手法で被害回復をはかることなど、重要な課題が残っている。これらについて本格的な検討を行うためには、前段階としての調査・研究が必要と考えられるので、すみやかに着手すべきである。
4	訴訟外の取り組みの促進策、簡易確定手続にオプトアウト方式を導入することの検討、さらには、本制度のような民事的手続きではどうしても対応が困難な悪質事業者に対して、なんらかの行政的手法で被害回復をはかることなど、重要な課題が残っています。これらについて本格的な検討を行うためには、前段階としての調査・研究が必要と考えられるので、すみやかに着手して下さい。
5	本報告書において、オプトアウト方式の導入がほとんど議論されていないことは、不十分点です。オプトアウト方式の導入について、速やかに検討をしていくべきです。
6	オプトアウト方式の導入について、速やかに検討をしていくべきである。
7	訴訟外での協議の促進、簡易確定手続へのオプトアウト方式の導入、さらには、本制度のような民事的手続きでは対応困難な悪質事業者の事案につき行政的手法で被害回復を図ることなどについて検討すべきである。
8	訴訟外での協議の促進やオプトアウト方式の導入、本制度のような民事的手続きではどうしても対応が困難な悪質事業者に対して、行政的手法で被害回復を図ることなども検討されるべきである。（同一意見1件）
9	オプトアウト方式の検討を行うことに賛成する。オプトアウト方式を導入している諸外国の裁判の実態を検証し、我が国の裁判制度の下でどのような方法を取るのが最適であるかを判断すべきである。
10	オプトアウト方式の導入を検討すべきである。（同一意見1件）
11	訴訟外での協議の促進やオプトアウト方式の導入については、今後の課題とすべきです。
12	「訴訟外での協議」については、消費者の利益を害さないことを前提として、裁判外紛争解決手続の利用を検討すべきである。
13	将来的な課題とされた特定適格消費者団体の数は、現状の4団体にプラスして3団体ほど増やし、全国を7ブロックに分け、各ブロックに1団体配置する構想も検討してほしいと考えます。